

令和元年度志木市ふれあいミーティング 開催記録

- 1 日 時 令和元年11月13日(水) 13時30分～15時
- 2 場 所 志木市総合福祉センター
- 3 団体名 志木市老人クラブ連合会
- 4 参加者 16人



- 5 内 容 次のとおり

意見交換・質疑応答(主なもの)

(■…参加者の皆さんからのご意見・ご質問など □…市長コメント)

- 5 内容

- 1) 会長あいさつ
- 2) 市長あいさつ
- 3) 議題
 - ①志木市における公衆トイレの状況と管理について
 - ②敬老祝金等の配布基準について
 - ③市民会館前の桜の伐採理由について
 - ④市職員の窓口応接について
 - ⑤高齢者子ども交流スポーツ大会について
 - ⑥新庁舎建設事業について
 - ⑦羽田空港の新飛行経路について
 - ⑧市主催敬老会、敬老祝い金について
 - ⑨35の実行計画について
 - ⑩災害時の避難場所について

- ⑪地区担当職員の意識改革について
- ⑫デマンドタクシーに利用時間の延伸について
- ⑬横断歩道について
- ⑭ふれあいバスについて
- ⑮歩道の修理について
- ⑯秋ヶ瀬運動施設被害、農地被害に対する対応について

①志木市における公衆トイレの状況

■ 志木市における公衆トイレの状況はどうなっているのか。

□ 志木市では、公園（都市公園、児童公園）が61箇所あり、トイレが設置されている公園は24箇所あります。近隣市の公園のトイレの設置状況について確認したところ、志木市は近隣市よりも設置割合、バリアフリー化率ともに高い状況であることがわかりました。今後につきましては、バリアフリー化が済んでいない公園のトイレ改修を行っていく方針です。清掃管理についても誰もが使いたいと思えるよう行っていきたいと考えています。

都市公園安心・安全化計画に基づく改修（都市公園のみ）は昨年度で完了しました。都市公園のうち、「福住児童公園」及び「ひばり児童公園」は補助金の対象外（開設年数が短い）であったことから実施していません。今後、補助金を活用できる年数まで待つか、市単独費でトイレのみ改修するか検討中です。今年度は、児童公園のトイレの改修を実施（羽根倉児童公園）し、残りは秋ヶ瀬児童公園（予算要求中）のみです。

なお、秋ヶ瀬運動公園は河川区域内であり移動式の施設でなければならぬ為、改修は出来ない状況であります。

② 敬老祝金等の配布基準について

■ 敬老祝金等の配布基準について教えてほしい。

□ 支給の対象となる方は88歳、99歳、100歳を迎えられ、本市に引き続き1年以上住民基本台帳に登録されている方となります。本年度については、9月15日（旧敬老の日）を基準として、88歳が昭和5年9月17日～昭和6年9月16日、99歳が大正8年9月17日～大正9年9月16日、100歳が大正7年9月17日～大正8年9月16日の方が対象となっており、支給金額は88歳、99歳が1万円、100歳が3万円となっています。

なお、敬老祝金とご長寿応援買い物券の配布基準日が異なり、分かりづらいので揃えてほしい、とのご意見をいただきましたので、担当課で可能か検討いたします。

③ 市民会館前の桜の伐採理由について

■ 志木市民のシンボルでありました市民会館前の名物「桜」を突然切り倒してしまいました。残念です。何故ですか？

□ 市民会館内ロータリーの桜の木（ソメイヨシノ）につきましては、市民会館の指定管理者である公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社が、昨年12月に樹木医に診断を依頼したところ、「樹木の腐敗が進み、倒木の危険性もあり、極めて不健全な状態である」との結果報告を受けたところで

す。
この桜の木を植えている場所は、施設利用者のみならず、多くの方々が往来し、民家にも隣接していることから、市といたしましては、この後も延命することは難しいものと判断し、安全性の観点から、やむなく伐採することといたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

また、市民会館も老朽化が進んでいるため、今後建て替えを検討する際にはシンボルになるようなものの設置も検討していきたいと考えています。

④ 市職員の窓口応接について

■ 町内会や老人会の役員をしていて市役所へいろいろな連絡や報告事度々行きますが、どこの課へ行っても職員の方がすぐカウンターへきて、親切に応接してくれ、いつも有難く思っています。私は40年程現役務めをし、いろいろな公務署、会社事務所、事業所などを訪れたことがありますが、窓口へ行っても職員同士で話をしていたり、職員が椅子に座ったままで「この事は○番の窓口へ行ってください」と言われたり、職員が私事と思える電話をしていてなかなか対応してもらえなかったことがありました。それに比べれば昨今の志木市役所職員の窓口応接は本当に親切で私たちお年寄りには優しい言葉をかけてもらえるのをことのほか喜んでいきますので、よろしく願います。また、近年はハイテク技術が進み、コンピュータ時代などと言われる、道行く人は携帯電話やスマートフォンを使用しながらの方が多く、子どもはゲーム機を使用しながらの子が多く、私たち年寄りが外出しても行き交う人に声をかけてもらうことが少なくなっていて、少し寂しく思うことがあります。

□ 本市におきましては、『気づかいと おもいやりから 信頼へ』の接遇標語のもと、来庁者の皆さまに気持ちよく市役所をご利用いただけるよう取り組んでいます。この度、頂戴いたしましたお褒めの言葉を励みに、今後におきましても、しっかり取り組んでまいります。

⑤ 高齢者子ども交流スポーツ大会について

■ スポーツ大会の意義を理解しながら頑張ってきました。今の時代の流れで塾またはクラブ活動のため子どもの参加者が減っております。今後スポーツ大会を継続するか中止するか模索しております。市長の意見をお聞かせください。

また、高齢者子ども交流スポーツ大会において子どもの参加が減少しています。関係箇所の支援を仰ぎたいと思っております。

□ 高齢者子ども交流スポーツ大会は、28回の伝統を誇る、多世代が交流できるスポーツを通じたイベントで、長年に渡り企画・運営を担っていただいている志木市老人クラブ連合会の皆様には、大変感謝しているところです。

そうした中、近年は学校や家庭生活の変化から、このスポーツ大会において、参加児童が減少していることは、担当課からも報告を受けているところですが、世代間交流の促進は私が新35実行計画にも掲げている大きな目標でもあります。

事業の見直しということも考えますと、例えば現在のスポーツ大会の形式だけではなく、子ども会で大きなイベントとなっているかるた大会や社会福祉協議会で行っている輪投げ大会など、子どもの参加を促すような内容を企画の際に検討していただくのもよいのではと思います。

⑥ 新庁舎建設事業について

■ 現庁舎による業務終了は令和元年12月27日までと聞いておりますが、解体はいつから行うのか。完成は何年何月を予定しているのか、また新庁舎の建設費はいくらか、そして財源についてお聞かせください。

□ 現庁舎での業務を12月27日で終了した後、市制施行50周年を記念し、現庁舎を活用した最後の事業を実施します。その後、1月下旬から解体に着工し、2020年夏頃から、新庁舎の建設工事を開始したのち、2022年3月の完成を目指します。

工事期間中は、市民の皆さまにご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、新庁舎建設事業の新庁舎本体の工事費につきましては、人工地盤を含めて、およそ60億円と見込んでいます。

⑦ 羽田空港の新飛行経路について

■ 国土交通省のホームページによると、戸田市和光市の上空が飛行経路のようですが、4～5分おきに通過の予定です。混雑時少しでも大回りすると志木市の上空にも影響が考えられますが、志木市ではまったく心配ないのでしょうか。

□ 羽田空港の新ルートにつきましては、天候によって、いくつかのルートがあるところですが、その中で志木市に最接近するのは、南風時にさいたま市桜区上空（志木市上空の約1,000メートル東側）を通過する場合があります。この場合、若干コースを大回りしたとしても旋回範囲の差は約470メートルとのことですので、志木市上空にはかからないと考えています。

⑧ 市主催敬老会、敬老祝い金について

■ 昨年より長年にわたり実施されていた市主催の敬老会、77才に対する敬老祝い金は廃止となりました。少子高齢化でますます高齢者人口が増加し平均寿命も延び予算的にも限界であることは重々承知しております。高齢者に対するサービスは大金を使うのではなく、少ない予算でもすばらしい事業ができるはずです。今後市当局としてどんな事業（サービス）を考えているかお聞かせ願います。

□ 市が実施する敬老会につきましては長寿社会の進展の中で継続していくことが難しく、全庁的に実施した事業見直しによって残念ではございますが、昨年度より取りやめとしたところですが、新たに、従来の画一的な敬老会ではない、地域の皆さんが真に望むことや自由な発想によって企画された集いのイベントに対し、事業経費の一部を補助する「地域敬老会支援事業補助金」の制度を新設しました。

この補助金は「敬老会」の名称にこだわらず、一団体につき年度内に1回、5万円を上限に補助するもので、昨年度は約60団体の皆さんにご利用いただいたところです。今後は他団体の皆さんにも、ぜひご活用いただければと思います。

引き続き本市では、長年にわたりご貢献いただいた地域の皆様が、より交流を深め、健康に、そして元気になれるような施策を今後も展開してまいります。

⑨ 新35の実行計画について

■ 香川市長の掲げる「市民が主役のまちづくり」のための新35の実行計画を柱に積極的に取り組んでいることを心強く思っています。しかし、現在大きな社会問題となっている少子高齢化、核家族化が急速に進み、志木市においても、地域での支えあい関係が喪失し、地域社会を支えてきた血縁、地縁、社縁等々も希薄になり、地域の助け合い関係が崩壊し、無縁社会という言葉が表しているように、いろいろな問題を提起しています。孤立、虐待、孤独死、待機老人問題、移動弱者問題、買い物難民問題、災害時支援者問題、高齢世帯のゴミ出し問題等々の課題が山積しています。このことについてお伺いします。

□ 本市では、本年8月11日を境に、75歳以上の後期高齢者の人口が65歳から75歳未満の前期高齢者の人口を上回るという一つの転換点を迎えました。

こうした状況を前に、今後ますます進むであろう長寿社会を見据えたまちづくりが必要であると、改めて強く認識したところであります。

現在、市では、平成29年7月に掲げたまちづくり新35の実行計画に基づき、家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者世帯等を対象にごみ収集業者が対象世帯宅を訪問し、玄関先で収集する「家庭ごみ戸別訪問収集事業」を実施しております。

また、地域社会を構成する市民の皆様一人ひとりの自立を基本とし、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの支援が一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでおります。

⑩ 災害時の避難場所について

■ 異常気象による河川の氾濫、地崩れ等が全国各地で過去に経験したことのない地域で、大きな災害が頻発しています。志木市は、川に囲まれた地形が多いため、被災した場合他地域に比べ被害が大きいと思います。現行の災害時の一律に小・中校へ避難させることはかえって混乱を招きかねません。現在のハザードマップを見直し、避難困難者を含め地域の実情に合った避難場所、避難方法について、再検討が必要と考えます。例えば、現在居住している場所に留まった方が安全と思われる人たちに避難を強制せず、地域、個々人の状況にあった、きめ細やかな対応策が必要と考えます。このことについてお伺いします。

□ 現在、本市では、災害発生時、まず初めに市内の8小学校を避難所として開設することとしており、各小学校の備蓄倉庫には、毛布やアルファ米、水などを備蓄しているため、避難者へ直ぐに提供できるようになっています。また、今回の台風第19号では、洪水に備えて避難所でも垂直避難として、建物の3階以上に避難していただきましたが、志木市でも、洪水ハザードマップをもとに対応を考えているところです。

荒川の洪水ハザードマップにつきましては、平成30年3月、国土交通省のデータを基にハザードマップを作成しております。また、新河岸川・柳瀬川の洪水ハザードマップにつきましては、現在、埼玉県で浸水想定区域の見直しを行っているところであり、本市としましては、そのデータを基に、来年度更新する予定でいます。さらに、避難情報等の確認は災害時間こえにくいこともあるため、防災行政無線テレホンサービス（080-0800-0318）やHP、メール配信にて確認を行って欲しいので、ぜひ登録をしてください。

⑪ 地区担当職員の意識改革について

■ 現在、地区担当の職員を配置しているはずですが、どのような活動をしているのか全く見えません。地区担当職員は、一部の人たちとだけ話し合うのではなく、担当地区をきめ細かく回り、担当地区の実態把握に努め、また、町内会、老人会、子ども会等の集まりにも顔を出すなどして、地区の課題等を把握し、市の諸施策に活かし、市から地域に対する要望等を伝えるなど、地域との一体感を醸成する役割があると考えます。このことについてお伺いします。

□ 市では、平成26年度から市内を7地区に分け、市民の皆さんと市職員が共に地区のまちづくりを考え、各地区の良い点はさらに伸ばし、課題は解決に結びつけるため、各地区の市民15人程度と市職員5人から成る「地区まちづくり会議」が発足されました。

市民には町内会長、子ども会長、PTA役員、ボランティア団体の長などの方々にも多数参加いただき、地域の課題を検討し、課題を解決に結びつける事業に取り組んでいただきました。

2年任期で第二期が終了した平成30年をもって「地区まちづくり会議」は一旦休止とし、現在は令和2年に迎える「市制施行50周年」に向けて、地区まちづくり会議での実践を生かし、市民と職員で構成する実行委員会を新たに組織し、市民全員が参加できるような記念事業の実施に向けて取り組んでいるところです。

「地区まちづくり会議」を再開する際には活動内容などを改めて精査する

必要があると考えており、本意見についても参考とさせていただきます。

⑫ デマンドタクシーに利用時間の延伸について

■ デマンドタクシーの利用時間を19時位までの延伸を要望します。

□ デマンド交通の利用時間につきましては、午前8時30分から午後5時までとなっておりますが、時間延長することにより、バスの利用が減るなど、他の交通機関への影響も大きいと思われるため、現在の時間帯となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

⑬ 横断歩道について

■ 宝幢寺大門南先の十字路の西約20m先の曲がり角、志木第三小学校志木中の児童生徒、第二福祉センターへ向かう老人、向う時は道路左側の路側帯の中を歩いて目的地に向かう。これを横断歩道の記入によって救えないかと考えます。是非検討して下さることを期待します。

□ ご指摘の現場は、幅員が狭いわりに車の通行量が多い路線であることから、すでにグリーンベルトや「カーブ注意」などの路面標示による、一定の安全対策をとっています。

現状として横断歩道をもうけることは、困難なことかと思いますが、あの場所は、大変危険なところであると認識もしていますので、更なる安全対策が図れないか検討し、市民のみなさんが安心して通行できる道路環境の確保に努めてまいります。

⑭ ふれあいバスについて

■ 自動車免許持っていない人、免許返納者、自動車に乗り切れない人、雨の時など高齢者には市運営のふれあいバスは欠かせないものですが、現状はあまりにも使い勝手が悪く改善を強く望みます。

①乗り降りの制限が多すぎる。目的地（降車場所）が7か所しかなく使い勝手が悪いので乗る人が少ない。現行の7か所だけが福祉のための場所ではない。市内の官公庁、保育園、幼稚園、小中学校、市民会館、スポーツセンター、体育館、志木駅、柳瀬川駅、図書館、市出張所等そばの停留所の乗降は公共の福祉に大いに役立つと思われます。これにより便利になり、利用価値が上がり乗降者が増えます。

②有料にする 受益者負担：1回乗車ごとに大人150円（中学生以上）

子ども100円

③国が運行の基準を定めているのであれば、規制緩和のために国に要望してほしい。

□ ふれあい号は、福祉施設の利用者を送迎する福祉バスとして、国土交通大臣の許可による特定旅客自動車運送事業に基づき、無料で運行しております。ふれあい号で利用できる施設は、①第二福祉センター、②健康増進センター、③いきいきサロン（志木第二小学校内）、④ふれあいサロン（宗岡小学校内）、⑤総合福祉センター、⑥ふれあい館「もくせい」（志木第四小学校内）、⑦福祉事務所（市役所内福祉課など）の7か所です。

乗り降りの制約が多すぎる、有料になってもかまわないので改善してほしい等の要望ですが、これまでに何度も国へ要望は行ってきましたが、民間事業者によるバスの営業を妨げない範囲での、福祉バスとしての運行が求められるところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

⑮ 歩道の修理について

■ 志木ニュータウン内歩道（特に第四小学校正門前）には凹凸があり転倒のリスクや水たまりができやすい状況のため困っている。早急に対応していただきたい。

□ 現場の状況としては、街路樹の根っ子の盛り上がりにより、かなり隆起していることは認識しています。早急に歩道修理が必要な箇所を見極め、舗装面の凹凸や水たまりを解消するための補修工事を実施してきます。

⑯ 秋ヶ瀬運動施設被害、農地被害に対する対応について

■ 台風第19号による秋ヶ瀬運動施設被害、農地被害に対する対応について

□ 秋ヶ瀬運動施設については、ヘドロにより利用を一時停止しています。このヘドロを除去するためには1億円の費用がかかる見込みです。また、今年中の対応が難しく来年になることをご理解いただきたいと思っております。

農地の被害に対する対応については、今回の台風は激甚災害として認められ、95%程度の国庫補助が見込められると思われませんが、その他の助成については再度確認し対応していきたいと思っております。